

施設設備基準別添付書類チェックリスト

項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考	
1	申請者が、その営業に使用する倉庫及びその敷地について所有権その他の使用権原を有すること < 規則第3条の3第1項第1号 >	右欄のいずれかを選択 土地について	土地所有権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4イ > 使用権原取得前申請の場合は売買契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれかを選択 登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書		
			土地賃借権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4ロ > 使用権原取得前申請の場合は賃貸借契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに残りの書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれかを選択 直借 登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 賃貸借契約書 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書		
			転借 登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 賃貸借契約書 転貸承諾書 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書			
			公有不動産又は公有水面を使用（土地）する場合 < 運用方針〔3〕2-4ハ >	右欄のいずれかを選択 使用許可証 使用許可証明書		
			倉庫建設着手前の登録申請の場合 < 運用方針〔3〕2-4ホ > 倉庫の完成後速やかに運用方針〔3〕2-4イ又はロの書類（下欄参照）を提出することを条件に登録することとして差し支えない	右欄のいずれかを選択 建築確認済証 建築見積書 請負契約書		
			建物所有権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4イ > 使用権原取得前申請の場合は売買契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれかを選択 直借 登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書		
			建物賃借権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4ロ > 使用権原取得前申請の場合は賃貸借契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに残りの書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれかを選択 直借 登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 賃貸借契約書 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書		
			転借 登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 賃貸借契約書 転貸承諾書 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書			
			公有不動産を使用（建物）する場合 < 運用方針〔3〕2-4ハ >	右欄のいずれかを選択 使用許可証 使用許可証明書		
			倉庫建設着手後の登録申請の場合 右欄のいずれかを選択 建物について			

項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考									
2	<p>倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法その他の法令の規定に適合していること < 規則第3条の3第2項 ></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 141 432 277"> 消防法 右欄の該当するものにマーク </td> <td data-bbox="432 141 1034 277"> 倉庫は、消防法上防火対象物とされているため、消防法第17条第1項に定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持することを要する。 < 運用方針〔4〕2-10(1) > </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 277 432 414"> 港湾法 </td> <td data-bbox="432 277 1034 414"> 港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-10(2) > </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 414 432 551"> 都市計画法 </td> <td data-bbox="432 414 1034 551"> 都市計画区域等に設けられる倉庫にあっては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-10(3) > </td> </tr> </table>	消防法 右欄の該当するものにマーク	倉庫は、消防法上防火対象物とされているため、消防法第17条第1項に定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持することを要する。 < 運用方針〔4〕2-10(1) >	港湾法	港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-10(2) >	都市計画法	都市計画区域等に設けられる倉庫にあっては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-10(3) >	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1034 141 1390 277"> 消防用設備等検査済証（検査後直ちに） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 277 1390 414"> 当該分区の用途に適合していることを証する港湾管理者の発行する書類 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 414 1390 551"> 開発許可書 地方自治体の発行する許可通知書（第一種低層住居専用地域から第二種住居地域の場合） </td> </tr> </table>	消防用設備等検査済証（検査後直ちに）	当該分区の用途に適合していることを証する港湾管理者の発行する書類	開発許可書 地方自治体の発行する許可通知書（第一種低層住居専用地域から第二種住居地域の場合）		
消防法 右欄の該当するものにマーク	倉庫は、消防法上防火対象物とされているため、消防法第17条第1項に定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持することを要する。 < 運用方針〔4〕2-10(1) >													
港湾法	港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-10(2) >													
都市計画法	都市計画区域等に設けられる倉庫にあっては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。 < 運用方針〔4〕2-10(3) >													
消防用設備等検査済証（検査後直ちに）														
当該分区の用途に適合していることを証する港湾管理者の発行する書類														
開発許可書 地方自治体の発行する許可通知書（第一種低層住居専用地域から第二種住居地域の場合）														
11	<p>消防法施行規則第6条に定めるところにより消火器等の消火器具が設けられていること（倉庫延べ面積150㎡未満は150㎡とみなす）< 規則第3条の4第2項第9号 ></p>	<p>建築確認を要する倉庫</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 1552 632 2098"> 右欄のいずれかを選択 建築確認を要しない倉庫 </td> <td data-bbox="632 1552 1034 2098"> 右欄のいずれかを選択 耐火建築物の場合 : 200㎡に1単位以上の消火器がある < 消防法施行規則第6条第2項 > 耐火建築物以外の場合 : 100㎡に1単位以上の消火器がある < 消防法施行規則第6条第1項 > </td> </tr> </table>	右欄のいずれかを選択 建築確認を要しない倉庫	右欄のいずれかを選択 耐火建築物の場合 : 200㎡に1単位以上の消火器がある < 消防法施行規則第6条第2項 > 耐火建築物以外の場合 : 100㎡に1単位以上の消火器がある < 消防法施行規則第6条第1項 >	<p>建築確認済証</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1034 1552 1390 1630"> 右欄のいずれかを選択 消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示） 消防用設備等検査済証 消防用設備等点検結果報告書 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 1630 1390 2098"> 右欄のいずれかを選択 消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示） 消防用設備等検査済証 消防用設備等点検結果報告書 </td> </tr> </table>	右欄のいずれかを選択 消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示） 消防用設備等検査済証 消防用設備等点検結果報告書	右欄のいずれかを選択 消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示） 消防用設備等検査済証 消防用設備等点検結果報告書							
右欄のいずれかを選択 建築確認を要しない倉庫	右欄のいずれかを選択 耐火建築物の場合 : 200㎡に1単位以上の消火器がある < 消防法施行規則第6条第2項 > 耐火建築物以外の場合 : 100㎡に1単位以上の消火器がある < 消防法施行規則第6条第1項 >													
右欄のいずれかを選択 消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示） 消防用設備等検査済証 消防用設備等点検結果報告書														
右欄のいずれかを選択 消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示） 消防用設備等検査済証 消防用設備等点検結果報告書														

項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考
14	工作物又は土地であって、その周囲が国土交通大臣の定める防護施設をもって防護されていること < 規則第3条の7第2項第2号 >	右欄のいずれかを選択 (塀 柵 格子 鉄条網) であって高さ1.5m以上の高さを有し、かつ、容易に破壊できない強度を有する遮蔽物が倉庫の周囲に設けられている < 運用方針〔4〕5-3 >	倉庫の配置図 左欄の内容が明示された図面		
		右欄のいずれかを選択 他の建物の敷地内に倉庫を設ける場合で、当該建物周囲に(塀 柵 格子 鉄条網) であって高さ1.5m以上の高さを有し、かつ、容易に破壊できない強度を有する遮蔽物を設けており、倉庫位置を明示する白線を引く等の措置がとられている < 運用方針〔4〕5-3なお書き >	倉庫の配置図 左欄の内容が明示された図面		
		右欄のいずれかを選択 水面に面していない	倉庫の配置図		
		右欄のいずれかを選択 水面に面している場合は、最高水面から1.5m以上の岸壁がある < 運用方針〔4〕5-3 >	倉庫の配置図 左欄の内容が明示された図面		
15	国土交通大臣の定めるところにより照明装置が設けられていること < 規則第3条の7第2項第3項 > 野積倉庫が他の種類の倉庫、関連会社の工場の敷地内等に設けられており、当該倉庫等において外灯が措置されている場合その他野積倉庫が設けられている施設内に外灯が設けられており、基準の照度が恒常的に確保できると認められる場合を含む	右欄のいずれかを選択 運用方針〔4〕5-4口の計算式により倉庫の周囲の防護施設を中心とする半径1mの領域の1.5mの高さの部分で2ルクス以上の水平面照度がある < 運用方針〔4〕5-4イ >	照明装置の仕様書(照明設備表) 照明配置図(1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの)		
		右欄のいずれかを選択 運用方針〔4〕2-11ハの照度早見表により倉庫の周囲の防護施設を中心とする半径1mの領域の1.5mの高さの部分で2ルクスの水平面照度がある < 運用方針〔4〕5-4ハ >	照明装置の位置が確認できる書類(1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの)		
16	建物屋上を倉庫とする場合は、当該屋上の床の強度(3,900N/m ² 以上)が国土交通大臣の定める基準に適合しているとともに、保管する物品が屋上から落下することを防ぐ措置が講じられていること < 規則第3条の7第2項第4号 >	屋上床の強度 民間建築士事務所その他の検査機関の行った検査等により、当該床が3,900N/m ² 以上の積載荷重に耐えられる強度を有していると証明されたもの	右欄のいずれかを選択 建築士事務所が作成した構造計算書その他の書類 検査機関が作成した構造計算書その他の書類		
		右欄のいずれかを選択 周囲に防護ネットを展張してある < 運用方針〔4〕5-5ロ >	平面図		
		右欄のいずれかを選択 ラックを使用して貨物を保管している < 運用方針〔4〕5-5ロ但し書き >	ラックの配置状況及びその構造の概要を記載したものの(平面図に図示)		
		右欄のいずれかを選択 外壁から離れた場所(外壁から貨物の高さと同じ距離)に貨物を配置してしている < 運用方針〔4〕5-5ロ但し書き >	貨物の配置場所が明示された図面(平面図に図示)		
右欄のいずれかを選択 庫内の貨物が、貨物の性状から見て一定の高さ以上に積まることがない場合において、その高さまでの部分が2,500N/m ² の荷重に耐えられる強度を有する < 運用方針〔4〕5-5ロ但し書き >	貨物の配置場所が明示された図面(断面図に図示) はいつけ高さ部分について運用方針〔4〕2-3イ(1)に準じた書類				

注 倉庫の配置図については、規則第2条第2項第1号ホにより添付が義務付けられている。なお、倉庫の配置図にあつては、縮尺を原則1/300~1/1,200とし、倉庫、事務所、労務員詰所、消火栓、外灯、警報機、排水溝等敷地内にある全ての施設及び設備を記載する他、敷地周辺にある全ての建物その他道路、河川、橋梁等についても併せて記載してあることを要する。